

食品安全委員会第128回会合議事録

1. 日時 平成18年1月26日(木) 14:00 ~ 16:15

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク
管理機関からの説明について

・新開発食品 2品目

明治満足カルシウム

明治もっとカルシウムベビークリーム

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・遺伝子組換え食品等「ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤
グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種」
に係る食品健康影響評価について

(3) 動物用医薬品専門調査における審議状況について

・ポールセーバーECに関する意見・情報の募集について

(4) 新開発食品専門調査会における審議状況について

・「燕龍茶レベルケア」に関する意見・情報の募集について

(5) 米国産牛肉の輸入手続の停止について

(厚生労働省及び農林水産省からの報告)

(6) カナダ(4例目)及び国内(22例目)のBSEの発生について

(農林水産省からの報告)

(7) 食品安全モニターからの報告(平成17年12月分)について

(8) 平成18年度食品安全モニターの募集について(案)

(9) その他

4. 出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、坂本委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

厚生労働省 北島新開発食品保健対策室長

農林水産省 釘田動物衛生課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料 4 新開発食品専門調査会における審議状況について

資料 5 米国から到着したせき注(特定危険部位)を含む子牛肉の確認について

資料 6 カナダ及び国内における B S E の発生について

資料 7 食品安全モニターからの報告(平成 17 年 12 月分)について

資料 8 平成 18 年度食品安全モニターの募集について(案)

6 . 議事内容

寺田委員長 ただいまから、第 128 回の「食品安全委員会」を開催いたします。

本日は 7 名の委員全員が出席でございます。

また、厚生労働省より藤井大臣官房参事官、北島新開発食品保健対策室長。

農林水産省から釘田動物衛生課長。釘田課長はちょっと遅れて出席されるということで
ございます。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の議事次第を御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 「食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要」。

資料 2 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 5 「米国から到着したせき注（特定危険部位）を含む子牛肉の確認について」。

資料 6 「カナダ及び国内における B S E の発生について」。

資料 7 「食品安全モニターからの報告（平成 17 年 12 月分）について」。

資料 8 「平成 18 年度食品安全モニターの募集について（案）」であります。お手元にございますですね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。資料 1 - 1 にありますとおり、1 月 23 日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました、新開発食品 2 品目につきまして、厚生労働省から説明があります。

厚生労働省の北島新開発食品保健対策室長、よろしくお願ひいたします。

北島新開発食品保健対策室長 よろしくお願ひします。厚生労働省の北島でございます。

本日は資料 1 - 1 の別添にございますとおり「明治満足カルシウム」及び「明治もっとカルシウムベビーチーズ」の 2 品目について、食品健康影響評価をお願いしております。

厚生労働省におきましては、健康食品に係る制度の見直しを行っております、平成 17 年 2 月 1 日付けで施行しているところであり、この見直しの内容につきましては平成 16 年 11 月 25 日の食品安全委員会第 71 回会合以降、計 3 回御説明をさせていただいたところでございます。

本日評価をお願いしております 2 品目は、この新たな制度に基づきまして、特定保健用食品の疾病リスク低減表示として申請を受けたものでありますので、これらの食品の概要を御説明させていただく前に、新たな特定保健用食品制度につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

まず新たな制度全体の状況でございますが、この資料 1 - 2 の一番後ろの 50 ページの資料を御覧いただきたいと思ひます。

「1 審査の順序」の変更につきましては、1 月 12 日の食品安全委員会で御説明を申し上げましたとおりですので、省略をさせていただきます。

「2 有効性・安全性等の審査」の表を御覧いただきたいと思ひます。従来型の特定保健用食品につきましては、審査の順序以外、特段の変更はありません。この下にある条件

付き、疾病リスク低減表示、規格基準型と言いますのが新たに設けた特定保健用食品の仕組みでございます。

この表のとおり、条件付きにつきましては、従来の特定保健用食品と同様にあらかじめ薬事・食品衛生審議会・食品衛生分科会・新開発食品調査部会の下の新開発食品評価調査会で有効性の審査を実施いたします。疾病リスク低減表示のカルシウムと葉酸につきましては、効果について既に科学的根拠があるということでの表示でございますので、有効性に関するデータは求めておりませんが、同調査会におきまして、製品に関する内容について申請書類等の確認を行っております。

なお、カルシウムと葉酸以外のものが疾病リスク低減表示として申請される場合は、調査会において有効性の審査が行われることとなっており、これについては後ほど御説明申し上げます。

また、安全性の評価につきましては、条件付きにつきましては健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する場合以外は、食品安全委員会に評価を御依頼することとしております。

疾病リスク低減表示につきましても、将来的にはこれら既存のものと同様に取り扱うことが望ましいと考えておりますが、例えば、カルシウムでもさまざまな原料があることから、当面安全性につきましては、個別に評価をお願いしたいと考えております。今後申請される各品目の内容を踏まえまして、健康影響評価の取扱いを御相談させていただきたいと考えております。

なお、規格基準型につきましては、先般御説明を申し上げますとおり、事務局で規格基準に適合することを確認することにより許可を行うこととしております。

次に、2ページの「資料1-2(参考1)」を御覧いただきたいと思っております。これが保健機能食品制度の見直しに伴う特定保健用食品の審査等の取扱いと指導要領の改正に係る厚生労働省食品安全部長通知でございます。

3ページ目の用語の定義の(4)にありますとおり、特定保健用食品であって疾病リスクの低減に関する表示を含むものを疾病リスク低減表示としており、この通知では保健の用途の表示方法や審査等の申請手続等を示しております。詳細については資料を御覧いただきたいと思っております。

次に25ページの「資料1-2(参考2)」を御覧ください。これは部長通知に併せまして、疾病リスク低減表示についての詳細を室長名で通知したものでございます。ここにありますように、疾病リスク低減表示に関する制度の具体的な内容につきましては、平成16

年度厚生労働科学特別研究事業として実施した新特定保健用食品制度に関する基準等策定のための行政的研究班において検討された結果に基づきとりまとめております。

また、疾病リスク低減表示を許可する対象成分は当面カルシウムと葉酸のみでございますので、この通知の下の下4行にありますように、カルシウム及び葉酸に係る申請時には食品安全委員会における健康影響評価が必要となるため、初回申請時に研究班において収集した資料等を付した上で評価依頼を行うこととしておりました。この研究班の資料につきましては、この資料1-2の30ページ以降、「資料1-2(参考4)」というところのものが研究班の資料として付けておりました、この研究班の資料の最後、後ろ4ページにカルシウムと骨粗鬆症のエビデンステーブルが付いております。

次に29ページの「資料1-2(参考3)」を御覧ください。これは疾病リスク低減表示の概要をまとめたものでございます。現時点では「カルシウムと骨粗鬆症」「葉酸と神経管閉鎖障害」を許可対象としておりますが、これ以外の関与成分を申請する場合は関与成分による疾病リスク低減が医学的・科学的に確立されていることを証明するため、通常の申請資料のほかに当該関与成分の有効性を検証した論文からなるメタアナリシスの論文等を必要とし、それらの資料を基に研究班等において専門家による検討を行った上で、薬事・食品衛生審議会において御検討をお願いすることとしております。

また、カルシウムと葉酸につきましては、特定保健用食品からの1日摂取目安量を設定しております。カルシウムにつきましては、ここに300~700mgとなっております、300mgは国民栄養調査による摂取目安量から摂取量を引いた値の平均値に近いものでございまして、700mgは医薬品の摂取目安量の上限値となっております。

なお、厚生労働省が示している日本人の食事摂取基準においては、カルシウムの摂取基準の上限値を2,300mgとしておりますので、この値からも特定保健用食品として摂取する目安量の上限値は安全が見込まれる値となっておりますのでございます。

また、葉酸につきましては400~1,000 μ gとしておりまして、400 μ gは厚生労働省が示している日本人の食事摂取基準において、妊娠可能性がある女性に対する推奨量として従前より示している値でありまして、1,000 μ gは同じく食事摂取基準により通常の食事以外から摂取する摂取基準の上限量として示している値でございます。

次に表示についてでございますが、疾病リスク低減表示として申請のあったものについては、研究班の検討及び薬事・食品衛生審議会における議論を踏まえ、基本的にはこの表にあることを表示していただくこととしておりますが、特段必要な表示がございましたら、これに追加することは可能でございます。

制度に関する説明は以上でございますので、食品健康影響評価をお願いする特定保健用食品の概要について御説明を申し上げます。

戻っていただきまして、資料 1 - 2 の 1 ページ目を御覧いただきたいと思います。(1) の「明治満足カルシウム」は、カルシウムを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨粗鬆症になるリスクを低減する旨を保健の目的とするもので、カルシウムを強化した乳飲料でございます。この製品につきましては、薬事・食品衛生審議会の調査会におきましても、特段の御指摘はございませんでした。

(2) の「明治もっとカルシウムベビーチーズ」は、同じくカルシウムを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨粗鬆症になるリスクを低減する旨を保健の目的とするもので、カルシウムを強化したプロセスチーズです。

この製品につきましては、チーズ 1 個あたりに 430 mg のカルシウムが含まれていることから、薬事・食品衛生審議会の調査会におきまして、カルシウムの過剰摂取に対する注意を促すため、「1 日 1 個を目安に」の表示の活字を大きくすること。また、各個の包装アルミ箔にもこの表示をそれぞれ行うことなどの指摘があり、申請者より改善する旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御質問などございますでしょうか。どうぞ。

小泉委員 29 ページの 1 日摂取目安量で、その有効性については薬事・食品衛生審議会で決められるということなんですが、例えば、カルシウムの目安量は 300 ~ 700 mg と書いていますが、この最小限は有効性の問題なので必要かと思うんですが、最大摂取量については恐らく安全性の問題だと思うんですね。それを薬事・食品衛生審議会で決定されるということなんでしょうか。

北島新開発食品保健対策室長 先ほど御説明させていただきましたとおり、ここに付けております室長通知におきましても、最初の申請があった際に、このデータ等も含めていまして、食品安全委員会の方に提出させていただくということとしておりますので、これがこちらの食品安全委員会の方で特段問題になれば、その旨検討する必要があると考えております。

寺田委員長 ほかにありますか。どうぞ。

中村委員 同じ 29 ページのこの表示ですけれども、一番上の 2 行のところに「疾病リスクの低減に資する旨の表示の許可を行うもの」と書いてありますけれども、この(2)の

「表示」のところに書いてある文章は任意ですか。それとも、その中で義務の部分というのはございますか。

北島新開発食品保健対策室長 原則ここの「表示」にある文言は、すべて表示していただくことになっております。

中村委員 そうしたら、こんなに長ったらしいのがそこに載りますか。

北島新開発食品保健対策室長 載ります。

寺田委員長 こちらで安全性に関しては審議をやるんですけども、この厚生労働省の審議会では、例えば、骨粗鬆症になる可能性というのは、やはり閉経後の女性とか、特定の人ですね。それを一般の人に出すわけですね。そういうことについての議論がなかったのですかということ。

もう一つは、カルシウムでもそれこそ飲み過ぎたら、もともと腎臓結石を持っている方などはカルシウム結石の危険がありますから、そういう方に対する注意事項とか、そういう話はなかったわけですか。

北島新開発食品保健対策室長 対象者につきましては、これは食品一般、やはり国民が自分の健康状態を踏まえて選択していただくということになりますので、情報提供をして必要な人が選択をする考え方でやっております。

摂取してはいけない人の議論につきましては、もともと日本人の食事摂取基準の中でもカルシウムの過剰摂取に関する健康障害の報告がほとんどないということが言われておまして、非常に上限量も高い値で設定されておりますので、それに比べるとかなり抑えた値になっておまして、特段そういった議論はございませんでした。

寺田委員長 ですけども、細かいことを言うと、要するに、それは私らの方の食品安全委員会の守備範囲内で、今、言ったように腎石の話もそうですけれども、例えば、副甲状腺機能亢進症、どうしても体の中にカルシウムがたまっていくわけですね。そういう人はやはりやめると、多分医者に行っていたら、そう言われるんです。そういうことは、これは一般の人に直接行くんだから、それに対して何か起きた場合はという考えのディスカッションはなかったわけですか。

北島新開発食品保健対策室長 そういったことにつきましても、最近、再度、委員の先生にも確認をしてみました。特段議論がありませんでしたということなので、食品安全委員会の方で特別な表示を必要とされた場合には、ここに付記したいと思っております。

寺田委員長 わかりました。随分書くところが多いから、それ以上書けるのかなと思って聞いてみました。

見上委員 先ほどの説明によりますと、両方の食品は 430 mg 入っているとおっしゃいましたね。それと同時に、医薬品としての限度が 700 mg ということになりますと、430 mg のものを 2 つ 3 つ食べてしまうと、すぐ医薬品の限度額を超えてしまうんですけども、その辺はどうやってコントロールするのか。

北島新開発食品保健対策室長 一応、過剰摂取試験は求めておりまして、3 倍量くらい摂取しても特段問題はないというデータはいただいているんですが、やはり 2 つ 3 つ食べてしまわれると困るところが調査会でも議論になりまして、パックの中にたくさん入っているんですけども、外側のパッケージに表示するだけではなくて、1 つずつにはっきりわかるように 1 日 1 つということを書いていただいております。

寺田委員長 今、委員が言われた安全と考えるマージンと、効果があると考えられる薬としての 700 mg は非常に範囲が狭いですね。そういうのを食品として出しているんですか。

北島新開発食品保健対策室長 そのところも議論にはなったんですけども、きちんとした表示で注意喚起をすればいいのではないかとということで、一応議論を終わっております。

寺田委員長 わかりました。こちらの専門調査会のことをここでやっても仕方がないのんですけども、ちょっと聞いておかないと。

どうぞ。

本間委員 この品物はこういう小さなびんというのか、この中にある液体で供給されるのと、プロセスチーズ様の形態と 2 つの形態があるわけですね。これはちょうどぱつと食べたら、それで大体この 400 ~ 700 mg という範囲をカバーするというサイズのものでですね。

北島新開発食品保健対策室長 特にチーズの方はそういうものになっております。

本間委員 こういうスティックみたいになった。

北島新開発食品保健対策室長 普通の四角いチーズがたくさん入っている商品でして、その 1 つに 430 mg のカルシウムが入っておりますので、1 日 1 個ということで明確にしないといけないだろうということでございます。乳飲料の方は牛乳のような形態でございます。

本間委員 そうすると 100 mL とかもっと大きいサイズになるんですか。

北島新開発食品保健対策室長 1 本 200 mL で、520 mg 入っております。

本間委員 通常の牛乳の紙の袋と同じ形状ということになるわけですか。

北島新開発食品保健対策室長 はい。

寺田委員長 どうぞ。

見上委員 この商品名の「明治もっとカルシウムベビチーズ」。最初に読んだらベビーに食べさせるチーズだと思ったんですけども、それが1つの箱にいっぱい入っていて、なおかつ1個が430 mgですね。もう一個の乳製品の方は今の説明によりと五百なんぼと更に量が増えているわけですね。飲み物をさかなのつまみにすることは日本人にとって習慣的でないだけけれども、このベビチーズと書いてしまって、ビールのつまみにしたらどうなってしまうんですか。10個20個平気で食べてしまいます。ちょっとこれはやばいんじゃないですか。

北島新開発食品保健対策室長 ネーミングについてもいろいろなネーミングを出されてきたんですけども、チーズの大きさが小さいということでこのような名前になったのかと思います。そういった御指摘があれば相談したいと思います。

寺田委員長 今、言われたのは要するに審議会の方でそういう過剰摂取のことを本当に真剣に考えているのかという話なんです。

北島新開発食品保健対策室長 審議会でもそこが一番引っかかっておりまして、特にチーズについてはサイズが小さいので、2～3つ食べないような注意表示を再三調整してまいったところでございます。

寺田委員長 これは昔の知識の記憶をたどると、カルシウム吸収率についてはpHとか、中に入っている液体の状態とかによって随分変わるわけでしょう。そういうことも、このチーズの場合と液体の場合とで同じように吸収されると考えて討議されたわけですか。

北島新開発食品保健対策室長 もともとカルシウムに関しましては、原料ですとか形態によりまして、吸収が随分違うものと思います。ですから、そのこの部分の表示のルールは決めておりませんが、そういったことも表示した方がよければ、そういうような形でさせていただくことは可能でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、私どもの新開発食品専門調査会で審議させていただきます。

それでは、次にワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種についてであります。本品目につきましては専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。これに基づいて御説明をしたいと思います。

遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果ということで、平成17

年 12 月 8 日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会に対して意見を求められました、食品の安全性審査のうち、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統と除草剤グリホサート耐性ワタ MON8 8913 をかけ合せた品種の安全性審査についての審議結果がとりまとめられましたので、御報告します。

めくっていただきまして、1 ページ目のところに「審議の経過」が書いてございます。

まためくっていただきまして、2 ページ目からですがけれども、これが審議結果ということになります。それでは、これについて御説明をしたいと思います。

まず「1. 申請品種の概要」でございますけれども、本品種は除草剤耐性及び害虫抵抗性の形質が付与された 2 系統と除草剤耐性の形質が付与された 1 系統を従来からの手法で掛け合せたものでございます。掛け合わせる前の各系統につきましては、それぞれ安全性の評価を終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれがないと認められると判断されております。

次に「2. 食品健康影響評価結果」でございますが、まず第 1 点としまして、挿入される遺伝子によって宿主の代謝系に影響なく、除草剤耐性、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせかどうかということでございますが、ワタ 281 系統に導入された cry1F 遺伝子及びワタ 3006 系統に導入された cry1Ac 遺伝子により産生されるタンパク質はいずれも酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝経路に影響を及ぼすことないと判断されております。

また、ワタ 281 系統及びワタ 3006 系統に導入された改変 pat 遺伝子により産生される PAT タンパク質は極めて特異的にグリホシネートをアセチル化する酵素であり、高い基質特異性を有しているため、植物代謝系及び新たに使用される可能性のあるグリホサート関連代謝系に影響を及ぼす可能性はないと判断されます。

除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統に導入された改変 cp4 epsps 遺伝子により産生される改変 CP4 EPSPS タンパク質は、シキミ酸合成経路の律速酵素ではなく、EPSPS 活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度は高まることはなく、その作用機作は独立しており、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断されました。いずれにしても、その 3 系統の掛け合わせ品種において、互いに影響し合わないと考えられております。

として、亜種レベル以上の交配でないかどうかということですが、掛け合せた品種は亜種レベル以上の交配ではございません。

として、摂取量・食用部位・加工法等に変更はないかどうかですが、これらについて

はそれぞれ掛け合せた品種について、摂取量、食用としての使用部位、加工法等の利用目的、並びに利用方法に変更はございません。

以上の結果から、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性の評価の考え方、平成16年1月29日食品安全委員会決定に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないと判断されるということになりました。

なお、従来からの取扱いということで、パブリック・コメントなく今日御了解いただければ確定をさせていただきたいと思います。

寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どなたか御意見、御質問はございますか。

ないようです。それでは、これは意見・情報の募集手続をやらなくてもいいということですね。

國枝評価課長 はい。

寺田委員長 それでは、この結果をもって管理官庁の方へ返事を申し上げます。

次は「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」ということですが、農林水産省及び厚生労働省から食品安全委員会に求められました、鶏大腸菌症不活化ワクチン（“京都微研”ポールサーバーEC）に係る食品健康影響評価について、平成18年1月17日に開催された動物用医薬品専門調査会において審議結果案がとりまとめられました。

これについては幅広く国民に意見・情報を募った後に食品安全委員会に報告することとしたいと思います。募集期間としましては、本日の食品安全委員会終了後から2月22日までの4週間ということでございます。

それでは、その評価書案についての概略について御説明をしたいと思います。

1ページ目でございますけれども、こちらに「審議の経過」等の記載がございます。

次の2ページ目でございますが、ここからが評価結果でございます。

まず、大腸菌及び大腸菌症でございますけれども、大腸菌はグラム陰性、通性嫌気性の桿菌でございます。ある種の大腸菌はヒトや家畜の病原体となることが古くから知られており、このような大腸菌は便宜上、病原性大腸菌と呼ばれており、これらによって起こる疾病は大腸菌症と呼ばれておるものでございます。

1. の真ん中辺にございますが、鶏の大腸菌症の病型としましてはさまざまございま

すが、肉用鶏で多発し、敗血症に陥ると高い死亡率を示し、被害が多いものでございます。

次に、本申請品目、鶏大腸菌症不活化ワクチン（ポールセーバーEC）でございますが、本申請品目は国内の発病鶏から分離された大腸菌株を継代培養した製造用株を破碎し、ホルムアルデヒドで不活化したものを主剤とし、これにアジュバント等を添加した不活化ワクチンでございます。これらは点眼接種という形で使用されており、効能・効果は鶏の大腸菌症の発症の軽減ということとなります。

アジュバントとしては水素添加レシチン、コレステロール、塩化ジステアリルジメチルアンモニウムが使用されております。このうちコレステロールは生体成分であり、またほかの二者については経口剤ではございませんけれども、化粧品の成分として汎用されており、また性状についても水素添加レシチンは水素添加した脂肪酸の混合物ということで遺伝毒性、発がん性ともに認められず、現状の暴露状況では特にリスクはないと評価されております。

また、不活化剤として使用されているホルムアルデヒドが1羽当たり0.09 µg含有される可能性がございますが、含有量と動物体における代謝を考慮しますと、これらが食用部に残留することはないと考えられております。

保存剤としてはゲンタマイシンが1羽当たり0.9 µg使用されておりますが、これらについても過去に動物用医薬品専門調査会において既に設定されているADIや使用実態から影響は無視できる範囲と評価しております。

次に、ポールセーバーECの安全性に関する知見等でございますが「(1)ヒトに対する安全性について」ということですが、本ワクチンについて、ヒトに対する直接的な病原性等の検討は行われておりません。主剤の大腸菌株は鶏に対して病原性を有し、その血清型はO78でございます。O78自体はヒトのETECから分離される場合がある血清型でございますが、製造用株については易熱性の毒素、耐熱性毒素、ベロ毒性のいずれも産生しないことが確認されており、ヒトに対する病原性大腸菌とは認められておりません。

また、本ワクチンに含有される主剤は不活化されており、いずれも病原性を有しておりません。また、添加剤についても、その性状、使用量から、含有成分の摂取による健康影響の可能性は無視できると考えられております。

「(2)鶏における安全性試験」としては、ワクチンを0日齢のSPF鶏に単回点眼を行っております。臨床試験としましては、国内2施設で鶏に対する臨床試験が行われており、特にワクチンの摂取に起因する異常は認められておりません。

食品健康影響評価でございますが、上記のようにワクチンの主剤の大腸菌を破碎し、ホ

ルムアルデヒドに不活化されたものでございます。製造株は毒素を生産せず、また不活化されて生菌を含まないため、主剤のヒトへの病原性は無視できると考えられます。

また、製造に使用されているアジュバントなどの添加剤については、物質の性質や既存の毒性評価とワクチンの接種量を考慮すると、食品を介して含有成分を摂取する可能性は極めて低く、健康影響は無視できると考えられます。

したがって、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

次に「新開発食品専門調査会における審議状況について」事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。

新開発食品専門調査会における審議状況でございますが、平成16年12月20日、厚生労働大臣から、特定保健用食品の許可申請に係る食品健康影響評価の依頼があった食品のうち「燕龍茶レベルケア」について、平成18年1月16日に開催された新開発食品専門調査会において、食品健康影響評価に関する審議結果案がとりまとめられました。

本審議結果案については、幅広く国民に意見・情報を募った後に食品安全委員会に報告することとなりました。募集期間としては本日の食品安全委員会終了後から2月22日までの4週間ということとなっております。

それでは、結果についての概略を御報告したいと思います。

1 ページ目に「審議経緯」等の記載がございます。

2 ページ目からでございます。この「燕龍茶レベルケア」でございますけれども、この関与成分としては燕龍茶フラボノイドを含む清涼飲料の形態の食品でございます。血圧が高めの方に適するということが特徴とされているものでございます。

1日当たりの摂取目安量は500 mLで、含まれる関与成分は燕龍茶フラボノイド、ハイペロサイド及びイソクエルシトリンとして30 mgとなっております。本食品の燕龍茶フラボノイドは羅布麻乾燥葉を熱水にて抽出、濃縮して得られた燕龍茶エキスに含まれるフラボノイド類の総称であります。

この燕龍茶フラボノイドは血管の平滑筋に直接作用する内皮依存性の血管弛緩作用を有

すると考えられており、これが、血圧が高めの方に適することの理由となっているものがございます。

「3. 安全性に係る試験等の概略」でございますが、まず「食経験」でございます。

燕龍茶は羅布麻、これはキョウチクトウ科の多年草でございますけれども、この葉っぱを原料とした茶飲料でございます。これは中国では古くから農民にお茶して飲まれていたものでございまして、日本では1985年ごろから輸入されております。

今回の申請者においては1997年より燕龍茶として販売をしており、これまで約一億五千万本の販売があるということで、これらの食経験についての記載がございます。

2ページの下の一冊下になりますけれども、燕龍茶のフラボノイドと同様のケルセチンを骨格とするフラボノイドは、タマネギ1個約200g中に約70mgの程度のケルセチン相当量というものが含まれておることから、本食品500mL摂取によるフラボノイド量は約20mgケルセチン相当量ということで、タマネギ約3分の1個の相当するものと考えられております。

次に「in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験」でございますけれども、これについては復帰突然変異試験を実施しておりますが、これについては陽性という判定がございます。しかしながら、これらについては in vitro のコメットアッセイ、小核試験、染色体異常試験及び in vivo のコメットアッセイ、マウス末梢血を用いた小核試験を実施しており、その結果のいずれの試験においても燕龍茶エキスは陰性であると判定されたことから、燕龍茶エキスには遺伝毒性はないものと考察されております。

あと雌雄のマウスについて、0、20、30、50 mL/kg 体重についての単回強制経口投与をして、致死量は50 mL/kg 以上であることが考察されております。また、雌雄ラットについて、0、1.0、2.0 g/kg を90日間の反復強制経口投与をしており、その無影響量は2.0 g/kg/日用量であると結論がされております。

また、ビーグル犬についても0、500、1,000 mg/kg 体重を単回経口投与あるいは0、400、800 mg/kg 体重/日での14日間の反復強制経口投与をしておりますが、これについても特に若干の電解質などの変動などもございましたが、特に問題はないと判断されております。

「ヒト試験」でございますけれども、長期摂取試験ということで、12週間で1日の通常量を投与したものについての結果、あと4ページ目のところでございますけれども、半ばよりちょっと上になりますが、これでは通常摂取量の1回に3倍量ということで、実際にはこれの1本とエキス剤を飲む形になっておりますが、そういう形で2週間摂取したものの。

それから、1日3倍量という形で4週間摂取するような試験が行われておりますが、特にこれに関連する因果関係があるような症状もなく、血液検査あるいは尿検査などについての若干の変動はございましたけれども、これらについての基準内の変動等ということで特に問題がないと判断されております。

4ページの下の方でございますけれども、「その他」ということで体内動態についての検討でございますが、燕龍茶のフラボノイドについてはハイペロサイド、イソクエルシトリン、ケルセチンなどの5成分が含有されておりますが、これらの成分はケルセチンをアグリコンとする同一のフラボノイド骨格として、3位の糖部分のみが異なるものでございます。これらの経口摂取されたフラボノイドは胃酸による消化を受けず、小腸においてイソクエルシトリンが酵素により遊離ケルセチンとなり、また、大腸においてハイペロサイド及びルチンが腸内細菌による加水分解を受け遊離ケルセチンとなり、それぞれがいずれも粘膜にてグルクロン酸や硫酸抱合体化反応を受けた後にケルセチン抱合体として門脈を経由して、それに肝臓で代謝を受け、一部は体全体の方に循環する、あるいは腸肝循環するような形となっております。

もう一つ、5ページの真ん中でございますけれども、先ほど御説明しましたように、本品がキョウチクトウ科の植物ということで、これらにアルカロイドが含まれることは知られておりますので、これについて問題がないかということも審議の中で議論がございましたが、キョウチクトウ科植物にはアルカイド成分を含む種も存在しますが、本食品に使用される羅布麻はアルカロイド成分を含まないキョウチクトウ亜科に分類されるものということが1つ。

羅布麻葉抽出液について、日本薬局方に準じてアルカロイド検出試験を行ったところ、アルカロイドは検出されておられません。したがって、本食品に用いる羅布麻はアルカロイド成分を含まないということ。あと、本食品が呈する苦味成分に関しては、主成分であるフラボノイド配糖体によるものという考察がされております。

5ページの下の方になりますけれども「薬物相互作用について」の検討もされております。燕龍茶に含まれるフラボノイドと同様のフラボノイド成分を含むセントジョーズワートが生体内におけるP450(CYP)3A4やP糖タンパクを誘導しまして、薬物の血中濃度の低下を引き起こすことが知られておるということで、羅布麻葉エキスとこれらの基質薬物の併用によりまして、薬物相互作用について、ラットを用いてニフェジピン、メチルプレドニゾロンの2薬剤について検討を行いました。これらの薬物との相互作用は認められず、体内動態を変化させないと考察した報告がございます。

なお、食品安全委員会の新開発食品専門調査会では、本食品の有効性に係る試験等については評価しておりません。

6 ページでございますけれども「4. 安全性に関する審査結果」ということで、以上のようなことで、食経験、in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題ないと判断されました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、御意見はございませんか。

このときには有効性に関しては、厚生労働省が一旦評価されておられるわけですね。

國枝評価課長 2月の前でしたので、これからになります。

寺田委員長 わかりました。それから、ケルセチンでサルモネラの系で2倍ぐらいバックグラウンドより上がっていますね。これはどういう解釈だったんですか。

國枝評価課長 これはケルセチンが実際には配糖体がくっ付いた形になっておりまして、実際には先ほど薬物動態のところでも話をしましたけれども、実際に胃では全然分解されないの、小腸あるいは大腸になるんですけれども、実は成分によって違うんですが、これが配糖体から離れまして、それであと吸収されるところで抱合体、グルクロン酸とか抱合された形で体に入っていくんですが、どうもこの復帰突然変異原性については配糖体がくっ付いた場合において反応が出るということで、実際にはその後、これはスクリーニングでは出たわけですが、その後のほかの in vitro の試験とか、あるいは in vivo の試験では出ておりませんで、それは抱合体のような形になることで、そういう変異原性がないという形で、いろいろな議論はされたと理解しております。

寺田委員長 要するに in vivo と in vitro で違うという解釈ならわかるんですけれども、グルクロン酸が付いているとか配糖体がどうのこうのというのはちょっと、おかしいのではないですか。大体、配糖体になると水に溶けるようになると思うんです。だから、アッセイができるけれども、アグリコンになったら溶けにくいですから測定できないのではないですか。

そういう話であって、ケルセチンそのものに対しては、なぜか知らないけれども、サルモネラ菌に対して変異原性プラスではないですか。それはどう解釈したのかなと思い質問しました。要するに配糖体があるかないかによって変異原性が出るとか出ない話はないと思うけれども、そんな話だったんですか。

大筋はいいんだけど、ちょっと足りないのが、変異原性があれば in vitro であれ、

そこで理屈を言わなくてはいけないわけでしょう。

國枝評価課長 委員長の質問の御回答として適切かどうかわからないんですけれども、実際、変異原あるいは発がん性の場合のとき、いわゆる段階を経てやる形になっておりますので、初期のスクリーニングのところで陽性だから、必ずしもそのまま上がらないということで、今回の場合ですとサルモネラを用いた復帰突然変異試験では陽性だったわけですが、その他のものについては陰性ということ。

あと、ほかの文献でも確かにケルセチン、これはエキスの形で用いていますけれども、ケルセチンの形で陽性という形があったということで、注意しなければいけないということは事実ということで、実際にはステージがまた更に上がった形での、いわゆる *in vivo* の試験を行ったときには陰性ということでしたので、いいということです。

寺田委員長 配糖体がどうのこうのというのがおかしいなと思っただけで、*in vivo* と *in vitro* は違って、やはり重要性があるのは *in vivo* のデータだしということなんでしょう。

國枝評価課長 私の説明がわかったと思います。申し訳ございません。

寺田委員長 どうもありがとうございます。

ほかにありませんか。どうぞ。

小泉委員 試験法のところなんです、3ページの「*in vitro* 及び動物を用いた *in vivo* 試験」のところの、復帰突然変異試験についてですが、このすぐ後ろの行で「*in vitro* コメットアッセイ、小核試験、染色体異常試験」と書いてある、この小核試験というのはこの場合、*in vitro* 小核試験というのがあるんでしょうか。私は小核試験というと *in vivo* 試験だと思っていたんですが。

もう一つ、その後「及び *in vivo* コメットアッセイ、マウス末梢血を用いた小核試験」と書いているんですが、小核試験は普通、末梢血はものすごく感度が悪くなるんです。最低限、骨髓を用いても陽性対照で2%ぐらいなんです。だから、その辺もなぜ末梢血を用いた小核試験をやったのか、私にはよく理解できないんです。

寺田委員長 多分、感度はおっしゃるとおり非常に悪いけれども、やったということではないですか。本来なら骨髓を使ったものをやるべきだと思うんですけれども。

小泉委員 それでも低いんですね。

國枝評価課長 その部分について、今すぐには回答できないので、後で御報告したいと思います。

寺田委員長 それも含めて、これで国民の皆さんに意見を聞くということで、その後何

がありましたら、そのときのお答えでいいのが見つかりましたら教えてください。

それでは、本件に関しましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に米国産牛肉の問題に移りたいと思います。本件につきましては米国産牛肉のリスク評価の答申を行う際に、リスク管理機関に対し輸出プログラムの遵守の確保について、万全を期するとともに遵守状況の検証結果について報告を行うように求めたことでもあります。

その結果、去る 12 日に当委員会に対して、また 19 日にプリオン専門調査会に対して、米国及びカナダにおける日本向けの牛肉認定施設の査察結果について説明をしていただいたところでもあります。

その際は、査察が行われた施設については適切な管理が行われているとの説明を受けたところではありますが、1 月 20 日に米国から輸入された牛肉。これは 4 か月半の超若の牛肉に特定危険部位である脊柱が混入しているものが成田空港で確認され、即日米国からの牛肉の輸入手続が停止されました。

大変残念なことでありますが、これを受けて直ちに松田食品安全大臣が談話を出されましたが、その中で遺憾の意を示して、リスク管理機関に対して適切な対応を求めるとともに、食品安全委員会において報告を聴取すると述べられているところでもあります。

このような事態になりましたのは、先ほど申し上げましたように本当に残念に思いますが、本日はこれまでの経緯と今後の対応につきまして、農林水産省及び厚生労働省から報告を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

釘田動物衛生課長 それでは、農林水産省の方から資料 5 に基づきまして、概要を御報告させていただきます。

今、委員長からもお話がありましたように、私どもとしましても大変残念であり、また遺憾に思っておりますけれども、これから御報告するような事案が生じております。

まず簡単に経緯を先に御覧いただきたいと思いますので、3 ページを御覧いただきたいと思います。3 ページに「経緯」のところがございます。これはもう皆様御存じのとおりかと思っておりますので、最近のところだけ申し上げますと、昨年 12 月 8 日に食品安全委員会から答申をいただきまして、それを受けまして 12 月 12 日には一定の条件で管理された米国産牛肉等の輸入再開を決定させていただきました。

この日に米国及びカナダとの間では輸入条件について合意したということでございまして、私ども農林水産省では家畜衛生条件という形でこの両国政府とそれぞれ取り決めをし

ております。

この家畜衛生条件の中にリスク評価の際に御審議いただきました輸出証明プログラム、E Vプログラムというのがございますけれども、輸出証明プログラムが位置づけられておりました、輸出国が責任を持つこの輸出証明プログラムもこの12日付けで有効になり実施されたということでございます。

その後、輸出国においては、それぞれ対日輸出施設のまず輸出国政府による認定手続きが行われます。米国におきましては、一番早いものは同日付け。これは若干奇異に思いますけれども、輸出証明プログラム自身はもう半年以上前からドラフトとして示されておりましたので、各輸出業者、企業はそういう準備をしていたと聞いておりました、手続的には非常に速やかに12日に一部の施設は認定されました。

認定を受けますと対日輸出向けのと畜処理が可能になりますので、実は第1便というのはここにあります16日に日本に入ってきております。数量は勿論まだまだわずかでしたけれども、12月16日から日本への輸入が再開されたということになっております。

私どもとしましては、この輸入再開決定の考え方につきまして、この12月15日から全国で説明会を開催いたしました。また、12日の輸入決定の翌日13日～24日まで米国に査察のためのチームを2チーム、カナダにも同じような日程で1チーム派遣いたしました。米国では11施設の査察を行っております。カナダは合わせて4施設を同じ時期に査察しております。

この査察結果につきましては、12月26日に公表しますとともに、先ほどお話がありましたが、今月の12日には食品安全委員会の方に御報告をさせていただきました。

そういう中で対日輸出も徐々に増えてきていたところだったんですけれども、残念ながら、この一番下にありますように、1月20日に農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、後ほど説明いたしますが、脊柱を含む米国産子牛肉を発見したということでございまして、直ちに輸入手続の停止措置を取っております。

この同じページの上の方に対日輸出施設の認定状況がまとめてございます。この輸入手続の停止に至った1月20日現在でございますけれども、対日輸出認定施設は38が認定されております。これは実は手続的には40施設まで増えたんですけれども、今回この問題を起こしました関連施設が2つございまして、これについては即日、米国政府がその認定を取り消しまして、これは米国農務省のホームページにそのリストが掲載されているんですけれども、同日付けで直ちにこの2施設は削除されました。現在38施設が認定されております。ちなみにカナダは現在6施設が認定されております。

その下の「輸入再開後の輸入実績」でございますが、これも再開後、この1月20日現在でございますけれども、輸入重量で約1500トンでございますが、この中にはまだ手続中のものがございます、すべての輸入手続が終わりまして、通関したものの数量というのは730トン程度ということになっております。

なお、アメリカで言いますとこの40施設が一旦認定を受けておりますが、対日輸出実績があるのは25施設でございます、まだ実績のない、これから輸出しようとしていた施設もあるということになっております。

1ページ目にお戻りいただきまして、今回のこの問題についてでございますが、繰り返しになりますけれども、1月20日、成田空港の農林水産省及び厚生労働省の検疫において、輸入された米国産牛肉に脊柱を含むことを確認いたしました。この対象の貨物でございますが、米国産冷蔵牛肉41箱、約390kgでございます。これは量的にも少ないものですが、いろんな部位の組み合わせになっておりまして、サンプル輸入のものであったと聞いております。この中で脊柱を含む子牛肉が確認された貨物が3箱、約55kgございました。

この食肉処理施設はここにあります Atlantic Veal & Lamb という会社でございます、ニューヨーク州にある比較的小規模な子牛肉あるいは羊肉を専門に取り扱う加工施設です。と畜処理はここでは行っておりません。

先ほど2つの施設が取り消されたと申し上げましたけれども、実はオハイオにあると畜場がございまして、そこでと畜された子牛が枝肉の状態でのニューヨークの Atlantic に搬入されまして、そこで部分肉に処理されているということでございます。

その際に本来、対日輸出向けはこの脊柱を除かなければいけなかったわけですが、何らかの手違いによりまして、除かれていないものが混ざっていたということでございます。その辺のなぜそういう事態が起こったかということについては、まだ米国側も調査中でございますので、正確な事実関係というのは、今後米国から報告を受けることになると思います。

この2にありますように、この事実を受けまして、当該貨物についてはすべて積み戻し、または焼却処分にとしまして、今後、本件の原因について米国政府から原因の究明とその改善策についての適切な報告があるまでの間、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止したということになっております。これは「報告があるまでの間」と書いてありますので、報告があればいいのかということになりますが、ここは少なくとも報告があるまでと御理解いただきたいと思います。報告の内容によっては、勿論それで十分であるか、あるいはその報告を受けて、こういった再発防止措置を取るのかということをご精査する

必要があるかと思っております。

したがいまして、この3番目にございますけれども、今般の事例の原因について、米国政府に報告を求めるとともに、輸入条件の遵守について改めて申し入れをこの20日同日行っております。

米国の方では農務省のジョハンズ長官が、本件を深刻に受け止め、徹底的な調査を行うとともに、検査体制を強化することを表明しております。

この参考のところにもございますけれども、問題になりましたのは、脊柱でございますけれども、日米間で取り決めております家畜衛生条件において、米国から日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓には脊柱が含まれないという条件になっているということが書かれてございます。

これは次のページにもその部分が抜粋で付いておりますけれども、これはここにお示ししていますのは日米間の取り決めである家畜衛生条件にも、こういうふうに定義上、そういう定義がなされておりますし、実は米国政府が定めて実施している、先ほど申し上げました輸出証明プログラム。その中にも勿論、脊柱を含むSRMは対日輸出向けにおいてはきちんと除去するということが明記されているわけです。

以上が今回起きました問題の概要でございますが、4ページ目にございますとおり、今回のこの事案を受けまして、一昨日24日に米国農務省ペン農務次官が来日されまして、局長級の会合が開かれました。

1. に出席者がございます。2. にその概要が書いてございますけれども、会合におきましては、米側より本件に関し深い遺憾の意を表明され、本件の原因究明と再発防止のための方策につき、現状の説明があったということでございます。

これは原因究明にいたしましても、再発防止策にいたしましても、とりあえず米国としてもこの事実が確認された後に非常に短時間でとりまとめたものでございまして、とりあえず現状でわかっていること、現状でとりあえずやらなければならないことといった趣旨でとりまとめられたようございまして、その報告と謝罪があったということでございます。

日本側よりは、徹底した原因の究明とこれを踏まえた再発防止策の確立が重要であるという点を改めて申し入れまして、今後とも米側において本件に関する報告作成のための作業を継続するとともに、必要に応じ日米間で意見交換を行うことで一致したということになっております。

いずれにいたしましても、今回の問題はこのリスク管理に関わる問題でございまして、

食品安全委員会の答申にもございますように、このリスク管理の問題というのはリスク管理省庁で責任を持って確保すべき事柄だと思っております。こういう問題が起きたことについて大変残念に思っておりますけれども、今後このリスク管理措置、つまり輸入条件の遵守をいかに確実なものにするかということが課題になりますが、一義的にはこれは米国政府のつくった制度でございまして、米国政府において責任を持って遵守していただく必要がございます。

したがって、今回の問題につきましても、まずは米国政府においてきちんとした原因究明を行い、それに基づいた改善策と再発防止策をつくっていただいて、日本側に報告をいただく。それを見た上で輸入手続を再開してもいいかどうかの判断をするということになるかと思っております。したがって、現状と言いますのは米国側のその作業が進むのは待っている状況と言えるかと思っております。

とりあえず、以上報告させていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

厚生労働省は今の説明でよろしゅうございますか。付け加えることはございませんでしょうか。

藤井大臣官房参事官 現時点ではとりあえず代表して御説明をいただきました。

寺田委員長 ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、どうぞ。

中村委員 管理官庁としても大変残念だと思っているし、遺憾だというお気持ちはよく伝わってきますし、第一義的にはアメリカ側の責任であるということも私は理解できるんですけれども、この点についての管理官庁の方々のもう少し突っ込んだ気持ちを実は伺いたいです。たしか1月12日だったと思うんですけれども、この委員会で私が言いましたのは、どうも12月の輸入の経緯が釈然としない。何でそんなに急いで運んでくるのかということを行いました。実はそのことがちょっとうがった見方になってしまうかもわかりませんが、今回のこういった手違いが起きる底流になっているのではないかという気がするんです。

つまり、もう少しあの期間を利用して、日本側はちゃんと国民に説明会を開くし、アメリカ側はその期間を利用して、今回は検査官がそのことを知らなかったという非常にお粗末なことを聞いていますけれども、そういう人たちにもちゃんと研修をする。特に日本への輸出実績のないパッキングプラントについてはもっと時間をかけて説明をして、その上で輸出手続をする、こちらは輸入手続をするという配慮がやはり基本ではなかったのかなと思うんです。

そして、できれば査察を一応やって、査察の終わった段階ぐらいで現物が日本へ運び込まれるというぐらいのことがあってしかるべきだったのではないかと思うんですが、その辺の管理官庁の方々の当時の経緯を振り返っての反省というか、そういったお気持ちというのは何かもう少し欲しいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

釘田動物衛生課長 私どもの輸入再開をする際の考え方というのは、当時の説明会でもる説明させていただきました。今、中村委員からいただきましたような御意見は、その前後からずっといただいております、そういう御指摘についても特にこういう事態が起きました上は非常に謙虚に受け止めたいと思っておりますけれども、手続的に瑕疵があったとかいうことではないだろうと。私どもは当初から言えば、約二年間いろいろな手続を一つひとつ進めてきてまいったわけございまして、その間にリスク管理側としても十分な説明は繰り返し行ってきたという意識は持っております。

ただ、それが十分であったかどうかということになりますと、いろいろ反省すべき点もあったのかなとは思います。

いずれにいたしましても、今回なぜこういった問題が起きたかということにつきましては、まずは米国側において徹底した原因究明というのをやっていただきますと、報道では幾つか言われていることもございますけれども、私どもも今回米国からお見えになりましたので、幾つかお話を聞きましたけれども、米国側もまだ調査中であるということで、非常に慎重な言い回しをされておられます。まだ原因をはっきり絞り込む、特定する段階ではないのではないかと思います。

したがって、私ども管理側として、今後の問題としてどういう対応をすべきかということも、そういう米国の原因究明なり再発防止策というものが出来た段階で更によく考えていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

寺田委員長 ほかにどなたかありますか。どうぞ。

寺尾委員 今のことなんですけれども、結局そうしますと、この間再開しましたね。今、中村先生がそれは非常に具合が悪かったのではないかと話したんですけれども、そうすると、これからアメリカから原因と改善策が示されますね。その内容次第によっては同じようにまたぼんといきなり再開を農水と厚労で決めるということもあり得るということになるんですか。それとも再開する前にちゃんとリスクコミュニケーションというか、説明会をやって開けるのか。そこら辺のところは全然決まっていないというか、考えていないということですか。

釘田動物衛生課長 考えていないということは勿論ございませんが、決まっているわけでもございません。いろいろなケースを想定しているということになると思いますが、いずれにいたしましても、繰り返しになりますけれども、米国側からの報告を待って、その上で今回の問題というのは米国側がそういう輸入条件をきちんと遵守できるのかどうかという米国政府の信頼性に関わる問題であって、ある意味ではその信頼性が相当傷付けられたということだろうと思いますので、米国側の説明、報告によって日本の消費者の信頼性が回復できるかというのは、いずれにしても非常に重要なポイントだろうと思います。

まだ細かなことは勿論何も決まっておられませんけれども、何らかの形でやはり、なぜこういう問題が起こったか、今後二度とこういう問題を繰り返さないためにどういった措置を取るかということについては広く国民の皆様にはわかるような取組みをする必要があるだろうと思っております。

寺田委員長 どうぞ。

見上委員 1つは今の説明に対する意見ですけれども、手続的には問題がなかった。私はそれで結構だと思うんです。ただ、その手続的な問題がない点を前から説明していなかったというところが問題だったと思います。

質問なんですけれども、今度は具体的に今日の資料5を見ますと、子牛肉の確認についてと書いてあるんですけれども、委員長が最に月齢4.5か月という月齢を入れて説明なさったんですけれども、意外とこの子牛の4.5か月というのはマスコミには出てきていないんです。起きてしまった後の話なんですけれども、その点の説明不足があったのではないかとということと、普通、一般国民は子牛というのは一体何か月まで子牛かとわからないと思うんです。多分、農林水産省の定義で子牛は何か月未満というのが決まっていると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

1つ目の質問は、なぜ4.5か月はあまり表に出てきていないのかということと、2つ目は、子牛というのはどういう月齢以下のものを子牛というのか。その辺が結構、安全、安全でないという話ではなくて、リスクのことを頭に描いたときに結構重要なファクターになるのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

釘田動物衛生課長 まず、この子牛肉の元になった牛の月齢のことですが、これは私も報道でそれが伝えられまして、今回来日された米国農務省の方々にお話を聞いた際に月齢のことを聞きましたら、おおむね4.5か月だという話は米国側も申しておりました。

ただ、これも含めて最終報告書をまとめるまでにきちんとそのデータを合わせて、どういう形で確認しているかということも含めて報告したいということでしたので、すべてが

4.5 か月ぴったりだったのかどうかはよくわかりません。おおむねその辺だったんだろうということは言われております。

ビールの定義につきましては、恐縮ですけれども、今、正確な定義は持ち合わせておりません。一般的には10か月とか9か月齢以下とか非常に若い月齢の子牛を、なおかつ飼料をあまり与えずにミルクですとか脱脂粉乳とか、そういうもので非常に短期間に仕上げるという、特別な飼育をしてつくり上げる牛だということは知識としては知っておりますけれども、国内ではほとんど生産実態が今はないと思われれます。ヨーロッパは非常に盛んですし、北米では一部あるんですけれども、北米もそんなに多くはないと聞いております。そういった子牛肉で日本では、フランス料理レストランなどでは出ているかと思いますが、一般的にはあまりなじみのない商品かと思えます。

日本人にとって、牛肉は牛肉ということで、あまり子牛肉と牛肉を区別するような食習慣がないのではないかと思います。済みません。とりあえず以上です。

見上委員 もう一つ、1月12日の食品安全委員会並びに1月16日の東京の説明会に行ったときにスライドで、説明いただいたわけなんですけれども、その最後のスライドで違反事例が確認された場合の対応というスライドであったんです。

その対応は2つ方法があって、小規模だったら、その当該施設から日本向け輸出を直ちに停止するというのが1つ。違反がすごく大きくて、システム全体に及ぼすようなことだったら直ちに全体の、要するにアメリカから一気に輸入を停止するというような説明だったと思うんですけれども、停止したことに対しては別に意見というわけではないんですけれども、そういうときに1番目からどうして2番目に飛んでしまったか。その辺がよく理解できないんですけれども、教えていただけるとでしょうか。

釘田動物衛生課長 我が国の輸入検疫というのは、農林水産省は家畜伝染病予防法に基づいて行っております。厚生労働省は食品衛生法に基づいて行っておられますので、若干違うかもしれませんが、私どもの整理を御説明したいと思います。

今、見上委員からお話がありましたように、大きくは2つございまして、私どもの輸入検疫というのはこの二国間で取り決めた家畜衛生条件に基づいて行います。この衛生条件に定められた条件を満たしているかどうかを書類上の確認と現物の検査で確認して、問題がなければ輸入検疫証明書を交付して輸入を認めるということになりますが、2つあると言いますのは、この衛生条件は有効だとしたままで、相手国は基本的にその衛生条件を満たせる条件はあるけれども、個別の施設あるいは複数の施設、何らかの一部のものについて、その条件を満たせなくなっているの、その施設について輸入を認めない、輸入手続

を行わないというのがあります。

その際大事なことは、その両国間で取り決めた衛生条件そのものは有効な状態です。ですから、問題のあった当該施設なり何なりが条件を満たせるような状況になれば、いつでも輸入再開できると手続上はそう考えております。

それに対しまして、もう一つはこの衛生条件自体が有効でなくなる場合がございます。これが衛生条件を無効にするということになるんですが、これはまさに2年前の平成15年12月に米国でBSEが発生しましたときには、この衛生条件を停止いたしました。つまり、その当時取り決めていた家畜衛生条件というのは、米国にBSEがないということをも前提に取り決めていた衛生条件でございます。しかし、米国にBSEが存在することが確認できた時点で、その衛生条件は適用できなくなった。その国として適用できなくなっていますから、衛生条件が停止されたということでございます。

今回の問題はアメリカ自体のBSEの発生がありますけれども、BSEが存在することを前提として条件を結んでおりますので、その衛生条件自体は今回の事件をもってしても有効だということで、問題はその止める範囲になっているわけなんですけれども、ここは選択の余地がございまして、問題を起こした1つの施設のみ停止する場合と、今回すべて停止いたしましたが、それは判断の幅があったと思いますけれども、今回はまだ輸入再開後1か月あまりという、制度が安定しているのかどうか、よく確認ができていない状況の下で、非常に明らかな違反事例、あってはならない非常に重大な違反があったということで、私どもとしては、その事実を重く受け止めまして、とりあえずは1回全体について輸入手続を停止して、そのほかにそういう問題がないのかどうかということも含めて確認したいということで、こういう措置を取ったということでございます。

以上です。

寺田委員長 ほかにございますか。どうぞ。

小泉委員 ちょっと同じようなことなんですけど、その126回の食品安全委員会で、もし何らかの重要な問題が起きれば、どのように対応されるのかとお聞きしましたときに、室長は、部分肉に脊髄が付いているというような問題であれば、その次の査察のときに優先的に行くとかして、今度はアメリカ側の改善を確認していくとか、具体的にそういうことになるとおっしゃっていたので、即、全面禁止というような感じではなかったです。個別のと畜場の問題であればということで、個別であればそこだけ止めるような言い方をされたんです。それが今の御説明を聞くと、非常に違反までの期間が短いから、恐らくやはり全体的にシステムをしっかり確認するという意味なんですね。それでよろしい

ですね。

あともう一つ質問があります。1つは安全性の問題ではないんですが、このたびはやはり米国が遵守すると約束したからには必ず守るべきだというのは、もう議論の余地はないと思いますが、厚生労働省あるいは農林水産省の情報提供を見ていると、いかにも脊柱混入が安全性に重大な影響を与えるように、ちょっと錯覚を起こすような印象を与えるわけです。

ところが、英国の獣医学研究所によりますと、そうした牛の感染実験では異常プリオンが見つかるのは、6か月～18か月に初めて回腸遠位部にそれが見つかるのが最初だと。今、問題になっている背根神経節に異常プリオンがたまるのは32か月以降であると報告されておりますし、こういうことを基に我々プリオン専門調査会においても結論が出されているわけです。

そう言いますと、今回の4.5か月という月齢は非常に重要な問題だと思うんです。例えば、脊柱自身は骨ですから別に感染性の問題ではなくて、その中に含まれる背根神経節が問題なわけですから、そういう点もしっかりと危険部位がどういうことかということとか、どれぐらいから感染性があるとか、そういったことの科学的な事実をやはり情報提供としてしっかり報告していただいて、あとは一般国民の判断に任せると。科学的判断をしっかりと見ていただくというような情報提供も重要ではないかと思います。

以上です。

寺田委員長 どうぞ。

釘田動物衛生課長 今の小泉委員の御指摘ですが、まず初めの点については、私どもとしては先ほども御説明いたしましたけれども、言葉を変えれば今回の問題が個別の問題であるかどうか。あるいはもうちょっと広い、最も悪い場合はシステム自体の問題であるのか。そのことをやはり見極める必要があるだろうということで、一旦停止したと言えようかと思います。

もう一つの問題でございました、この脊柱自身の安全性について正しい情報をというようなお話かと思いますが、私どもは今回の問題は、安全性云々については全く議論をしておりません。勿論、問われれば私どもが知っている範囲でいろいろ知見がありますということをお知らせされますけれども、今回のものが安全かどうかということは全く別問題でございまして、今回何が問題かと言えば、アメリカが二国間で定めたルールを遵守できなかったということが唯一最大の問題でございまして、そういう意味では遵守できる体制にあるのかどうかということをお問題視しているわけでございます。

ですから、今この問題に関連して、例えば、子牛の脊柱の安全性どうこうという議論を管理側でするつもりはございません。

以上です。

寺田委員長 私もプリオン専門調査会でいろんな先生方がいて、管理の問題に関して信用ができないとか、いろんな問題があるときに、そのポイントポイントで、これは二国間の政府間の信用でやっていくことは米国の管理方法の信頼性を評価するより、そこはもっと日本の管理側に任せてしまいなさいとずっと言っていましたもので、こういうのが出たときに、私はその面において非常に残念だと思っています。

安全性のことはまた別個の話として、それは評価の問題で、今、私が理解したとおりのことを農林の方は言われたので、やはりある取り決めは国と国とでやっておって、それが守られないというのであったら、ほかのことも全部守られないのではないかと考えざるを得ません。そうすると全体的なシステムがだめだから、ばちっと全部やってしまったのはちょっときついですけれども、仕方ありません。私も本当のことを言いまして個別かなと思っていたんですけれども、アメリカからのものを全部ストップしたというのは、正しい判断だと思います。後が大変かどうかは別にしまして、理由がきちっとわかるまで、そういう対応をされたのは、個人的にはそれで大変結構だと思います。

個々の管理のことの評価の内容に関して入りますと大変なことになってきまして、全部今までの評価を引っ繰り返さなくてはいけないような問題になってきます。それはまた別個の問題として、リスクがどれほどあるのかと。何歳のこことこうということは、また別個の議論をしないとだめだと思います。

ただ、私はこの間のときも言ったんですけれども、こちらの答申のところで結論はわかりにくいような結論でしたけれども、E Vプログラムを守っている限り差はないと申し上げました。付帯事項としまして、1つはE Vプログラムをちゃんと遵守してもらうようにするのは管理側の責任ですよとあってあります。さらにもう一つの方が大事で、この前のときにも申し上げたんですけれども、再開するときには丁寧にリスクコミュニケーションをやってくださいよと申し上げました。そのところがどうも欠けていたという感じが私はしているんです。

だから、手続自身に関しましては、私は、管理側は正しくやられたと思います。ですけれども、今、言われたように2年ほど前からそういうことを米国と交渉されているんだったら、交渉してここまで行っているということ、全部出すことはないけれども、ずっとプリオン専門調査会に管理側の方が出ておられたわけですし、説明して下されば良かった

と思います。委員の先生が事あるごとに信用できないとか、いろんなことを言われたときに、実は私ども管理側はこういうことをやっています。今は交渉ごとですから全部言えないけれどもとでもいいんですが、そう言うてくださると随分審議も変わったと思うんです。それはちょっと残念だったなという感じがしております。

今後のこともアメリカから返事が来てからの話だと思えますけれども、やはり国民に納得してもらう方向へ、管理側としてのリスクコミュニケーションを是非お願いしたいと思います。質問なんですけれども、今、新聞などにも書いてありますけれども、肉が国内に流通していることに関しましては、管理側としてどういうふうを考えておられるんですか。

藤井大臣官房参事官 その点については、厚生労働省の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

若干マスコミ等でもお目にとまったかと思えますが、既に先ほど釘田課長からの御報告がありましたように、約 730 トンが流通経路に乗っているということでございます。

そして、一応非常に今回、輸入を再開いたしましてからは、動物検疫所と厚生労働省の検疫所の方で水際でのチェックの強化をしております。それで輸入のプログラムの確認、その遵守がされているかということをしてきたわけですが、それを通ってきたものについては安全性が高いと考えております。

しかし、念のためということで、今回の事例がございましたので、既に入っているものにつきまして、関係の都道府県を通じて、その輸入業者の方に再度チェックをして、脊柱等が含まれていれば、すぐに報告をするようにして、そのチェックが進むまでは流通経路に回さないということで要請をしているところでございます。

寺田委員長 1個だけ質問があります。ほかの委員の先生の時間をとってしまって申し訳ないんですが、今の釘田課長から説明がありました、資料5の2ページの上に「日米間の家畜衛生条件（仮訳）」とございますね。これはどういう文書でだれがサインして、だれとだれの取り決めなんですか。

釘田動物衛生課長 これは家畜伝染病予防法に基づきまして、輸出国に対して輸出検疫証明書の添付を義務づけるわけなんですけれども、その際にどういった内容を証明するかということをおおきく二国間で取り決めておくわけです。その内容を定めたものの一部がこの文書でございまして、その中には一般的に、例えば、牛肉に関する衛生条件でありますと、日本は口蹄疫のある国からは輸入を認めておりませんので、その国には口蹄疫がないということをおおきく証明してくださいとか、いろいろな家畜の病気についての輸出国が

証明すべき事項が記載されています。その中にBSEに関連してはEVプログラムを満たしていることということが1つ入っているわけです。その中で定義上SRMが除かれているということをお示ししているわけです。

したがって、これは二国間取り決めなんですけれども、通常、これは国際的な慣行と言っていいんだと思いますけれども、各政府のいわゆる家畜衛生当局、獣医当局の間で文書の交換をしております。

寺田委員長 ということは首席獣医官。

釘田動物衛生課長 そのとおりでございます。

寺田委員長 わかりました。どうぞ。

小泉委員 先ほどの問題について言い訳するわけではないんですが、私も安全性の問題を言ったわけではないんです。過去において全頭検査がいかにも安全性を確保する最大の対策のような誤解を与えた経過がありますので、今回の問題についても十分なりスキミが必要だと私は思っております。

以上です。

寺田委員長 ありがとうございます。どうぞ。

本間委員 私も全部の輸入を差し止めたというのはちょっと驚きましたけれども、システム自身を疑うのであるならば、やむを得ざる措置だったと思っております。

既に何遍か御説明いただいたような気がするんですが、こういう施設で監督する、いわゆる検査官というんですか。こういう方のトレーニング、資格というのはアメリカ全州が同一なんでしょうか。それとも州によってそれぞれのレベルとってはいけないけれども、ライセンスが違うとか、そういう様な技量というのを期待できる条件になっておるんですか。もう一度簡単に御説明いただけますか。

藤井大臣官房参事官 詳しいことは手元に資料がございませんので、記憶の範囲でお答えをさせていただくということでお断わりをさせていただきたいと思いますが、その検査官は米国農務省の検査官でありますので、州ごとで雇用されているわけではございません。したがって、一応、米国農務省として検査官になる教育でありますとか経験でありますとか、そういうものが決まっております、それをクリアーした方が検査官として任命をされるという手続になっていたかと思えます。

本間委員 わかりました。そうするとそういう基本的な知識とかライセンスの水準というのは差がないということで、これはたまたまこの施設の方のミスというものが基本であったという出発になるのでございましょうか。

藤井大臣官房参事官 そこは現在、米国の方で原因の究明というのをやっていただいているということでございますので、そこは報告が返ってくるまでは、現時点では何とも言いがたいということで御容赦いただきたいと思います。

本間委員 わかりました。

寺田委員長 今、成田とか東京の検疫所の体制は、こんなことを聞くのは恥ずかしいんですが、普通の状態はどういう検疫をやってあって、この間どういう検疫の方法をやって、こういう事態が起きてからどういうふうに変ったかという状態。何かわかりましたら教えてくださいませんか。どういう検査の方法をやっているのか。

藤井大臣官房参事官 肉等の場合につきましては、農林水産省の動物検疫を経て厚生労働省の検疫所を経るという順序になっております。厚生労働省の方の検疫の一般的な考え方等の御説明をさせていただきます。

通常ですと肉に限らず一般の食品につきましては、モニタリング検査。そして、初めて我が国に輸入をされるようなものを業者の方に自主的に検査をしていただく。またはアフラトキシンが発見をされたときのように命令検査として、すべての荷について業者に検査をしていただく。そういうものを含めまして、輸入届出数の約10%が検査の対象になっております。ですから、件数を10%ぐらいということが通常の検査でございます。

今回の米国、カナダの牛肉の輸入再開に際しましては全ロット。ですから、輸入届出があって1つコンテナが入ります。そのコンテナは必ず検査をする。今まででしたら大体10分の1ぐらいだったのですが、必ず検査をする。ただし、全箱開けるのは物理的にはなかなか難しいものですから、その中から平均をしますと10%前後のものを抜き取って、全荷について検査をするということをやってまいりました。

今後ということを委員長は言われたんですが。

寺田委員長 こういう事故というか事態が起きた後は検査体制を強化したというのは、どういうふうに強化されたのかなと思って。

藤井大臣官房参事官 今回こういう事故が起きましたので、輸入手続を現在停止しておりますので、検査自体はするものが入ってこないという状況になっているということでございます。

寺田委員長 よくわからないのは、そのロットというのは何なんですか。ロットというのはコンテナ全体がロットになるわけですか。

藤井大臣官房参事官 そういうふうにお考えいただいたらいいと思います。

寺田委員長 それが全体で、その中に入っている箱が例えば、100個あったら、そのう

ちの 10 個を抜き取りでやるわけですね。

藤井大臣官房参事官 一応、厚生労働省の方では大体どれくらい検査をかけるという基準を決めております。

寺田委員長 どうも済みません。前にどこかで見させてもらいました。

農林水産省も肉の場合は同じようなものですか。

釘田動物衛生課長 農林水産省の場合、私どもはロットというのは基本的に申請単位と考えておりますが、1業者が同じ時期に1つの申請書で輸入するものを1つのロットと言っていて、これはサンプル輸入でも例えば、10キロ、20キロの場合もありますし、数トン、数十トンの場合もあるということで、それはもうさまざまです。

通常はすべての申請の中から6割ぐらいのロットを抽出しまして、そのロットごとにボックス単位ですが、何ボックスのロットかわかりませんが、最低3箱で、数が多くなればそれに応じて0.5%と、ちょっと数字が小さいように思いますけれども、そういう検査を通常時ではやっております。

今回、米国産牛肉の輸入再開に当たりましては、そういう通常のやり方に加えて、少なくとも1つのロット、申請単位の中にいろいろな部位の組み合わせで輸入される場合がございます。この部位が複数ある場合には、少なくともその部位ごとに1箱は開けるということで検査をやってまいりました。

その結果、例えば、成田空港で検査したものの実績といたしましては、恐らくサンプル輸入で部位を組み合わせた輸入が多かったことが原因になっていると思いますが、約四割の箱を開けて現物検査をしております。実績としてはそういうことになっています。

寺田委員長 ありがとうございます。どうぞ。

中村委員 さっきの委員長の質問の確認ですけれども、730トンの通関が終わった肉は、業者が自主的にその中に異物が入っていないかという検査が終われば、それはもうスーパーに出そうが外食に出そうが自由ということですね。ニーズがあればの話ですけれども、そういうふうに理解してよろしいですか。

藤井大臣官房参事官 業者については、そういう確認をしたことを含めて、2月の初めまでに報告をもらうことにしております。そして基本的には問題がないということが確認されれば、流通をさせても構わないという整理になるかと思えます。

ちょっと事務方の方から確認のためにということで説明をしてほしいという話があったので、ちょっと付け加えさせていただきたいと思えます。一応730トンが流通経路に乗っておりますが、その中で脊柱の周辺の肉と言いますと、約575トンになりますので、業者

にチェックをしていただくというのは、その約 575 トンが対象だということでございます。

寺田委員長 何かほかにございますか。管理側で一生懸命やっても、こんなに早く向こうの物事が動くときにこういうことが起きたんだというのは考えられないことはないんですけれども、やはりきっちりアメリカがやっていただかないと本当に困ります。これだけ時間をかけて、みんな一生懸命やっているんですから。

今、農林水産省の方から言われましたように、原因の究明というよりも、特に再発防止策の確立を是非アメリカ側に言って、管理側として、きちんとやっていただきたいということと、何回も言いますけれども、リスクコミュニケーションをやってください。

私共は評価の方をやっていましたけれども、リスクコミュニケーションは大変大事で、そこでいろんな意味での誤解とかがとけるとは言いませんけれども、ちょっとは安心になると思います。そこは是非やっていただいて、食べ物の問題ですから、まず安全が第一で、それと国民が拒否したら全部が終わってしまいますので、是非よろしく願いいたします。

19日のプリオン専門調査会でも申し上げましたけれども、こういうことが起きる前に輸出プログラムの遵守の確保につきましては、私どもとしましては日本の管理機関がアメリカにやるようにしてほしいとしっかり言ってほしい。私どもとしては日本のリスク管理機関が責任を持って対応すべきものだという認識をしております。

何度も言いますけれども、勿論これは米国にその原因があるわけですがけれども、輸出プログラムの遵守がきちんとなされなかったという管理問題であって、評価の問題とは考えておりません。

是非、農林水産省及び厚生労働省におきましては、努力をされているというのは本当によくわかりますけれども、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

政府の方も農林水産省、厚生労働省、強いてはその最高責任者である総理大臣も輸入の全面禁止という事後の管理のことに關しては、極めて明確な態度を取っておられると思うんです。瑕疵があったのは、その間のリスクコミュニケーションでそれは国民に対するものと私らのプリオン専門調査会の人たち、あるいは私どもの委員に關しても、もう少し管理の問題を教えてもらっていたら良かったと思います。アメリカがやることだから、その部分はやるからしょうがないとはいえ、突如として今回のようないるんなことが起きてしまうと云ったら、評価側として大変嫌な感じはするんです。それは私達だけではなくて、国民の方もそうだと思うので、是非そこはわかり切ったようなことでも丁寧にやっていただければと本当に思います。

私どもの委員会としては、評価結果に基づいた施策が適切に行われているか、きちんと

モニタリングするというのも私どもの仕事ですので、リスク管理機関の取組み状況を見守りつつ、改めてまた報告を求めていくことにしたいと考えております。是非よろしく願いしたいと思います。

それによろしゅうございますか。委員の先生方、何か御意見ございますか。

坂本委員 1つよろしいですか。枝葉末節なことかもしれませんが、この会社の処理施設名がトランティックです。これは場所の名前でしょうけれども、ビール・アンド・ラムになっていまして、子牛と子羊。

そうすると、こういう施設は恐らくそういうものだけを処理しておられる工場ではないか。そうすると通常こういう施設を選んだということが、子牛の処理の仕方というのは大きな牛の処理の仕方とは違うのではないか。そういう施設がもしほかにもあるとすれば、多分そういうところでも子牛の扱い方が同じように背骨とともに出でくる可能性はないのでしょうか。施設の名前のリストがあれば、そういうチェックもできるのではないかと思います。

釘田動物衛生課長 簡単に今わかっていることを申し上げますと、今回 40 施設を認定したと申し上げましたが、その中で子牛のみを扱っている施設はここだけでした。あと、子牛だから問題が起きるといふふうには私どもは考えていませんで、子牛肉でもきちんと脊柱部分を除去した部分肉も勿論流通しているわけです。

ですから、そこはそういう基準をきちんと満たすことは十分可能なわけですから、そういう手順を踏まなかったことが問題であって、子牛肉だから問題が起きるのだとは認識しておりません。

寺田委員長 それでは、これによろしゅうございますね。

引き続き農林水産省の方は大変申し訳ございませんけれども、カナダ及び国内の B S E 発生について、まず農林水産省から報告があります。よろしく申し上げます。

釘田動物衛生課長 それでは、資料 6 の「カナダ及び国内における B S E の発生について」をおめくりください。

まず、この「(資料 1)」ですが「カナダにおける B S E 感染牛に関する情報」でございます。これにつきましては、24 日でしょうか。現地時間の一番下に書いてございますけれども、23 日午前 10 時に公表されておりますけれども、カナダで 4 例目の B S E 感染牛が確認されたということでございます。

概要を申し上げますけれども、感染牛は 6 歳の雌牛、2000 年 4 月の生まれでございます。交雑種ということで、生産農場はここにはありませんが、酪農場でございまして、この交

雑種もホルスタインにヘレフォードという肉牛の品種を交雑したものだと聞いております。カナダのアルバータ州で生産され、その農場で飼育されております。

経過としましては、中枢神経症状を示したことからサーベイランスの対象牛とされまして、検査の結果、陽性になったということでございます。その細かな経過は一番下の参考書に書いてございます。いずれにしても、この感染牛は食用あるいは飼料用には供されていないということでございます。

これは感染原因の究明ということになりまして、この餌の追跡調査というのが最も重要でございますが、これについてはまだ調査中ということでして、少なくとも代用乳は使用していないということが農場において確認されているそうです。

コホートの問題になりますが、まず産子につきましては、この感染牛は6歳なんですが、これまで4頭出産しておりまして、1頭目～3頭目まではもう既に農場から販売されておりまして、その追跡調査を実施中です。4頭目はまだ生まれて半年ほどでして、この農場で飼われているということが確認されています。

あと同居牛、いわゆる生まれて1年間この感染牛と同じ餌を食べた可能性のある牛ということになりますが、これについてはまだ調査中でございます。現状として当該農場では409頭の牛を飼養しているということが確認できていますが、その出生時のコホートに該当する牛についてはまだわかっておりません。追跡調査はこれからでございます。

以上のような事実関係が公表されましたけれども、ここに小さい字でございまして、この事実関係を受けまして、米国農務省は23日に本事例によりカナダ産の牛肉、生体牛の輸入に影響はない見込みであるということを発表しております。

カナダと米国との国境についても、このBSEの問題でたびたび議論がございましたので、あえてこういう発表をしたものと思われまして。

日本もカナダ産牛肉を輸入再開して一月足らずで発生ということがございましたけれども、これにつきましては食品安全委員会のリスク評価答申の中にもカナダの飼料規制の問題なり、そういったことを分析して、そういった実態を踏まえた上でのリスク評価をいただいておりますので、現時点で何か措置を取る必要があるとは考えておりません。カナダの感染牛については以上でございます。

もう一つ「(資料2)」としまして、国内のBSEの確認について御報告申し上げます。

これは1月23日にプレスリリースをした資料でございますけれども、今年の1月21日に北海道で実施しましたBSEの農場サーベイランスのELISA検査で陽性となった乳牛1頭について、動物衛生研究所において確定検査を実施したところ、ウエスタンブロッ

ト法で陽性となりました。これにつきまして、私どもの専門家委員会の委員により協議を行っていただきました結果、BSEであるとの結論になりました。

この牛の概要でございますが、ホルスタインの雌でございます、平成12年9月生まれ、64か月齢になります。北海道の別海町の生産ということでございまして、生年月日を見ていただければわかりますように、我が国で法的に飼料規制を実施した平成13年10月よりも約一年前に生まれた牛だということでございます。

この牛は我が国では累計で22例目になりますし、また農場の死亡牛ということでは5例目になるかと思えます。

いつものようにウエスタンロットの画像とカラーの病理組織学的検査の結果、免疫組織学的検査の結果、それぞれ画像が付いております。説明は省略いたします。

以上です。

寺田委員長 ありがとうございます。どなたか御質問は。どうぞ。

見上委員 この牛と直接関係なくて申し訳ないんですけども、多分、釘田課長にお願いするのは今回初めてだと思っておりますけれども、動物衛生研究所において、21か月、23か月のBSE牛の脳をマウスに接種した感染実験の一部の情報がマスコミを通じて届いているんですが、それが本当かどうか。是非公的に発表してもらいたいと思います。今日でなくて結構ですけども、できれば英文で論文を書くなりしてお願いします。

というのは、あの21か月、23か月は日本だけの問題ではなくなってくるんです。その辺を是非、お答えはよろしいですから、釘田課長にも一度お願いしておきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

寺田委員長 CVOとして是非お願いしてください。

常々不思議に思っているのは、カナダの場合には神経症状が出たというでしょう。日本はこれだけたくさんプリオンがたまっているのに、見逃しているのかどうなんですか。要するにハイリスクグループをつかまえるのに、臨床症状。カナダのを見ていると、向こうは神経症状があったものが結構あるでしょう。何か違うのかな。

見上委員 委員長がおっしゃるように神経症状なんですけれども、神経症状はいろんな病気によってなりますし、多分オーナーというか、別海町の場合なんですけれども、獣医師がこれは怪しいと言ってずっと見ない限り、何によって起きる神経症状かわかりません。想像ですけども、カナダの場合は相当進んだ後だと思っております。

釘田動物衛生課長 1つだけ。先ほど説明を忘れましたが、この牛の死亡の経過ですが、今年の1月20日に死亡しておりますけれども、暮れの12月28日に第四位変異と

いう牛ではよくある病気ですけれども、これのために手術を受けているそうです。その術後の予後不良ということで死亡したということで、獣医師の検案はそのようなことになっております。

以上です。

寺田委員長 わかりました。私は前、だれかに、例えば、イギリスなどは検査しなくても臨床症状でピックアップできるのは、何かビデオテープか何かで獣医師にこういうのが出たら注意しなさいと教育をものすごくやっているというんです。そういうことは日本ではやっていないでしょう。アメリカもやっていないと思うけれども、やっているんですか。

見上委員 場所によってある程度の差はあると思うんですけれども、獣医師は世界的に神経症状を出すような牛というのは相当注意深く見ているはずなんです。日本は確かにそういう末期的なところまで飼わないから。アメリカみたいに広い国で、1頭、10頭死んだって大したことないというところは、最後の最後までキープするのではないかと、そのように思います。

寺田委員長 どうぞ。

釘田動物衛生課長 1点訂正させていただきます。先ほど、死亡牛で5頭目と言ったかと思いますが、訂正いたします。6例目になります。全体としては22例目、死亡牛としては6例目になります。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにないですね。今、言われたようにカナダの方は評価のところでも侵入リスクはあっても、汚染は大体日本と同じぐらいだというようなこともありますし、予想されたことではある程度ありますね。大変長いこと、どうもありがとうございました。

それでは、食品安全モニターの報告をお願いします。

吉岡勸告広報課長 それでは、食品安全モニターからの報告でございますが、17年12月分の御報告をさせていただきます。

12月分中の食品安全モニターからの御報告ですが、54件ございました。内容でございますが、うちBSE関係が23件ございました。食品安全委員会のコメントを中心に御説明、御報告させていただきたいと思っております。

まずおめくりいただきまして「1. 食品安全委員会活動一般関係」でございます。

「食品安全モニター活動を通して考えること」。一般国民が食品安全委員会の存在や活動を知り、食の安全に関する情報を共有するために、テレビ、新聞の活用や市政だより、公民館だよりなどに食品安全委員会が発信する情報コーナーを設けること。また、小さな

自治体でのわかりやすいシンポジウムや説明会などの実施を考えていかがでしょうかという御意見でございます。

これに対するコメントでございます。食品安全委員会では、食品の安全性や当委員会の取組みなどについて、ホームページや季刊誌、パンフレットのほか、さまざまな媒体機会を通じて情報の提供に努めているところでございまして、自治体とその情報提供について共有化を図るということについても大変重要であると考え、連絡会議を定期的で開催しているほか、平成16年1月の鳥インフルエンザが発生した際には自治体を通じた正確な情報の伝達、住民への広報をお願いしたところでございます。

また、自治体との共催の意見交換会、または講師派遣などにも積極的に取り組んでおり、さらにマスメディアとの定期的な懇談会も実施しておりまして、引き続き食品の安全性について情報の普及に努めてまいりますとのコメントでございます。

次に3ページでございますが「2. リスクコミュニケーション関係」でございます。

「米国・カナダ産牛肉に関する意見交換会に参加して」。タイムリーな企画であり、専門調査会委員の講演は難解な内容を理解するのに役立ったということでございます。

米国・カナダ産牛肉等に係るリスク評価案に係る意見交換会は、平成17年11月に全国7都市で開会し、延べ905名の方に御参加いただいたところでございまして、半数以上の方から理解が深まったと回答をいただいております。今後とも皆様からの御意見を参考にしながら、よりよい意見交換会になるよう努めてまいりたいと思っております。

次が「『米国・カナダ産牛肉等への対応』の説明会コミュニケーションのあり方」でございますが、こちらは厚生労働省、農林水産省の主催の説明会への御意見でございましたので、両省からのコメントをいただいております。

5ページにまいりまして「5. BSE関係」でございます。

米国・カナダ産牛肉の輸入再開に対する御意見、あるいは国民への情報提供、消費者に納得のいく説明をお願いしたいといった御意見。また、日本向け輸出プログラムの遵守等についての御意見等を19件いただきました。

これに対する当委員会からのコメントでございます。今般のリスク評価にかかる経緯、またその内容について御説明を申し上げるとともに、本日、1月20日に脊柱を含む牛肉が確認された件について、厚生労働省、農林水産省より報告を受けたことを踏まえまして、今後、両省からその原因究明と改善策の内容や対応状況について報告を求めつつ、食品の安全性の確保に尽くしていくこととさせていただきます。

引き続きまして、11ページでございますが「我が国の21ヶ月齢牛のBSE感染の国際

的承認の是非」という御意見でございます。

これに対する当委員会のコメントでございます。我が国で確認された21か月齢のBSE感染牛については、ELISA試験とウエスタンブロット法の両方で陽性となり、23か月齢牛と合わせ、厚生労働省の専門家会議で判定されたものでございまして、食品安全委員会ではこの専門家会議の判定を基にリスク評価を行ったところでございます。

また、この若齢牛として感染が確認されました21か月、23か月齢牛につきましては、現在マウスを用いた接種試験が実施されていると聞いておりまして、今後ともこの動きを見守る必要があるというコメントでございます。

13ページでございます。「4．鳥インフルエンザ関係」でございます。

卵、鶏肉は安全と言われていますが、本当に安全なのでしょうか。

これに対するコメントといたしましては、食品安全委員会は鳥インフルエンザに関して従来どおり、現時点において、我が国における鶏肉、鶏卵は安全と考えるとの当委員会の見解をお示しするとともに、現在ホームページ上にWHOの勧告など最新の情報と併せて掲載していることを御紹介しております。

15ページでございます。メチル水銀について、妊娠中に魚介類を食べることで胎児に影響はないのかという御質問でございます。

これにつきましては、平成17年8月4日に魚介類等に含まれるメチル水銀に係るリスク評価を公表したところでございますので、その内容について御紹介をさせていただいております。

17ページでございます。「ジアシルグリセロールを含む食品の安全性について」。今、何が問題になっているのか。その安全性、今後のスケジュール等についての御質問でございます。

これに対するコメントでございます。現在、厚生労働省よりリスク評価の依頼を受けまして、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループにおいて、発がんプロモーション作用がDAGにあるのかということを中心に議論を行っているところでございます。

厚生労働省では、現在も追加試験が行われており、その結果も踏まえて評価を行う必要があると考えられることから、今後のスケジュールについては現時点では未定ですが、これからも会議を公開で行うとともに、更に議事録について、委員会のホームページで公開することにより審議内容や手続の透明性を図りたいとするとともにホームページを御紹介させていただいております。

20 ページでございますが「10. その他」ということで、食育についても「食品安全委員会と食育について」という御意見をいただいております。

これに対するコメントでございますが、食育基本法は平成 17 年 7 月に施行され、現在食育推進会議において、その基本計画の策定を行っておるところでございます。食品安全委員会におきましても引き続き食品の安全性の確保に関する情報の提供、及びこれについての意見交換を積極的に実施することにより、食育の推進に努めてまいりますとのコメントでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

これはホームページに出ますね。だから、モニターの方は Q & A の「Q」の部分をお願いしているみたいなものです。Q & A の一部をつくっているものですね。なかなか大変だと思いますけれども、またよろしく願います。

御意見とか何かございますか。よろしいですか。

続きまして、今の食品安全モニターの募集につきまして、事務局の方から願います。

吉岡勧告広報課長 引き続きまして、「平成 18 年度食品安全モニターの募集について（案）」でございます。

食品安全モニターは消費者の方に日常生活を通じて、食品安全委員会が行ったリスク評価の結果に基づき講ぜられる施策の実施状況や食品の安全性などについて意見等をいただくために委員会が依頼するものでございまして、また、その他、地域への情報提供にも御協力をいただいているところでございます。

18 年度の食品安全モニターの募集にかかりまして、その対象となる方でございますが、日本国内に居住している満 20 歳以上の方で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニター会議に出席可能な方のうち、大学等で食品に関係の深い学問を修了している方。もしくは食品に関係の深い資格を持っている方。あるいは食品の安全に関する行政業務に従事したことがある方のいずれかを対象としております。

募集人員は 470 名でございます。なお、モニターを経験された方の再選については募集人員の半数を上限としております。

モニターの方につきましては、食品の安全性に係る調査についての報告、食品安全行政などに関する意見の随時報告、危害情報を入手した場合の情報提供、あるいは食品安全モニター会議への出席などをお願いしておりますほか、委員会が行う食品の安全性に関する

情報の提供にも御協力をいただいているところでございます。

平成 18 年度食品安全モニターにつきましては、本日の委員会で御了承いただきましたならば、本 1 月 26 日から募集を開始させていただきまして、2 月 17 日まで募集を行いたいと思っております。なお、今回から電子メールによる応募も受け付けることといたしたいと思います。以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問はございますか。よろしいですか。

そうしたら、これで募集手続を始めることにしてよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 それでは、手続を進めてください。お願いします。

そのほかには議事はありますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会の第 128 回の会合を終わります。

次回の委員会の会合につきましては、2 月 2 日木曜日 14 時から開催いたします。

また、31 日火曜日 10 時から新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループを公開で、同じ 31 日 14 時から新開発食品専門調査会を公開で行います。

また、2 月 1 日水曜日 14 時から農薬専門調査会を公開で開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、2 月 10 日金曜日開催を予定しておりました「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）食品の安全性確保のためのリスク評価への消費者参加 - ヨーロッパにおける取り組みから学ぶ - 」。

これは東京で行う予定でございましたけれども、講演者の E F S A のコミュニケーション部長アン - ローラ・ガッサン氏が事故で負傷されまして、急遽来日が困難となりましたので延期することといたします。御了承ください。

どうもありがとうございました。終わります。